

平成 2 1 年度

第 2 回赤磐市行財政改革審議会

赤磐市行財政改革審議会

平成21年8月20日(木)

午後1時30分 開 会

事 務 局 皆様、御苦勞さまでございます。

定刻になりましたので、会議のほう始めさせていただきたいと思えます。

ただいまの出席人数でございますが、9人御出席いただいております。本日、委員のほう
が急なお仕事の関係で欠席となっております。

それでは、赤磐市行財政改革審議会要綱の第6条2項の規定によりまして、過半数の委員の御
出席をいただいておりますので、この会議が成立いたしましたことを御報告させていただきます。

それから続きまして、この場をお借りしまして、8月1日付で機構改革がございまして職員の
異動がそれに伴ってございましたので、御紹介をさせていただきます。

まず、産業建設部、これは産業振興課と建設課がございまして。それから、上下水道部、下部組
織が水道課と下水道課がございまして。この2つの部が機構の見直しによりまして、産業振興部、
内訳といたしましたら、農林課と商工観光課となっております。それから、建設事業部、都市建
設課、それから水道課、下水道課、こういう構成に機構の見直しが行われました。それに伴う職
員の異動でございますが、産業建設部兼上下水道部の内田部長が建設事業部長のほうへ異動とな
っております。それから、小坂企画課長が産業振興部長のほうに異動となっております。それか
ら、最後になりますが、私のほうが、企画課長と行政改革推進室長を兼務することになりました。
引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、会長に開会の宣言、ごあいさつをいただきまして、引き続き会議の進行をお願い
したいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、ただいまから赤磐市行財政改革審議会会議運営規定第4条第1項の規定
によりまして、平成21年度第2回行財政改革審議会を開催いたします。

皆さん、こんにちは。非常にお久しぶりでございます。

第1回の行財政改革審議会が開催されましたのは7月10日ですので、約1カ月ぶりの開催とい
うことになりました。その間、今、課長のほうから御報告がありましたように、この赤磐市の行
政内部でも大きな機構改革があったようでありまして、我々は行財政改革審議会というこ
とで、こういう機構のあり方であるとか、そういうことも今後考えていく必要があるわけであ
りますが、少し時間がたちましたので、第1回何をしたのか、簡単に振り返ってみたいと思いま
す。

7月10日にありましたけれども、第1回の会議では、最初の会議でありましたので、第一次行
革、2005年度から始まりました第一次行革で、どういう取り組みをやり、どういう提言の内容で
あったのか。4回大綱をつくったり、一般財源の18億円の削減を提言したり、あるいは公の施設

の見直しの提言などをしましたけれども、そういうふうな経過を御説明した後で、今の我々の非常に重要な情報であります赤磐市の財政について担当課の方から説明を受けまして、その後、皆さんのほうから、赤磐市の行政に対するいろんな御意見をいただいたわけでありまして、第1回の会議でありますから、私も皆さんとお会いするのも初めてですので、皆さんがどういうお考えなのか、やはり確認をする必要があるということで、そのようなフリートークのような形でさせていただいたわけですが、今日の会議は皆さんのそのような御意見を受けまして、第二次行革の素案といいますか、それを皆さんに御提示しまして、皆さんからいろんな御意見をいただくということでもあります。ですから、今日がある意味では実質的な審議ということになると思いますけれども、大綱といいますのは、行財政改革の指針、設計図のようなものでありまして、今年度から、我々3年間、この行財政改革の委員ということになったわけですが、行財政改革を動かす非常に重い責任を我々が担っておりまして、今年度はその設計図をつくり上げるというのが、この1年の大きな仕事でありまして、今日はその取りかかりということになるわけでありまして、どうか、今日の会議が、皆さんから活発な御意見をいただきまして実り多い会議になることを期待しております。御協力よろしく申し上げます。

それでは、赤磐市行財政改革審議会会議運営規定の第6条第2項の規定によりまして、会議録の署名をお二人の方をお願いすることになってますので、このたびは委員、それから委員、お願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。じゃあ、よろしく申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして、今日の議事進行をしてみたいと思っておりますが、今日の議事次第、非常にシンプルでありまして、審議事項は1つであります。第二次赤磐市行財政改革大綱の素案検討、審議というふうになっておりますけれども、それを事務局のほうから説明のほうよろしくお願いたします。

事務局 失礼します。それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

検討原案と書いてあります第二次赤磐市行財政改革大綱、これを配布させていただくとお思います。

まず、内容に入らせていただく前に、この行革大綱の意味といいますか、位置づけについてちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

市の基本的な方針といいますのは、これは地方自治法第2条第1項第4号に、市の基本的な方向性というものを定める基本構想というものを定めるように規定をされております。これに基づきまして策定されております、赤磐市総合計画というものがございまして、この計画のまちづくりの目標というものを、それに基づきましてさまざまな各種の計画をつくっていくというふうなことになっております。このたび御審議いただきます行財政改革大綱は、この総合計画に上げました市の将来像「人“いきいき”まち“きらり”」「活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市」を目指してというこのビジョンを実現するために、住民のサービスの維持向上を図りながら、行政基盤の強化を図る大きな方向性を示すというものになります。具体的な取り組みにつきまして

は、この大綱に基づいて後で作成をすることになります実施計画で取り組んでいくこととなります。

では、内容の説明に入らせていただきます。

少し飛びますけれども、2ページをご覧ください。ここでは、第一次行財政改革大綱での取り組みにつきましてもまとめております。詳細につきましては、第1回目の審議会で各諸事業の御説明をしておるとおりでございますが、ここでは主な取り組みについてまとめたものでございます。

続きまして、3ページでございますが、ここは基本的な考え方について、その中行財政改革の必要性というものを(1)のところで示しております。社会の大きな変化の中で、行政主導のシステムというものは既に限界に来ているというふうに考えられます。ここでは、自律、自ら律するほうです、市民の参画、協働、新たな経営手法、こういったものを導入することによって、行財政運営の仕組みを確立すると。それから、もう一つの自立、自ら立つほうでございますが、これは財政基盤の強化とサービスの向上という、この2つの「じりつ」を進めていく必要があるという考え方でございます。

それから、4ページ目でございますが、(2)といたしまして、財政状況の面から行財政改革の必要性を示しております。これまでは、収支バランスの実現というために努力をしてきておりますけれども、臨時的な経費の削減だけでは財源不足を解消できないという状況でございます。これからは、経常経費の思い切った削減というのが課題となっていると。さらに、歳入予算の36.1%を占めます地方交付税ですけれども、ここでちょっと訂正をお願いいたします。4ページ中ほど、やや後段になりますけれども、赤磐市の歳入予算の「33.7%」を占める地方交付税とありますが、ちょっとこれがミスプリントでございまして、「36.1%」でございます。かなりのウエートを占めております。この地方交付税でございますが、合併後10年を過ぎますと、ちょうど平成27年からになりますけれども、段階的に削減されることとなっております。最終的には、これは平成32年度になりますけれども、それ以降、現在の試算で17億円程度削減される見込みとなっております。したがって、今からこれに耐え得るような財政体質に改善しておかないと、財源不足というものが、そのとき非常に増大するというような懸念があるということでございます。

それから、5ページをご覧ください。これは(3)でございますが、大綱策定の趣旨について述べております。先ほどの説明の冒頭でも申しましたが、総合計画に上げますまちづくりのビジョン、これを実現ということ、それから財政基盤の強化ということで、先ほど申しました地方交付税の削減にも耐え得る持続可能な財政構造の実現、この2つが大きな課題として上げることができると思います。第1次大綱に引き続きまして、行財政改革に取り組みまして、総合計画に示す将来像「人“いきいき”まち“きらり”」の実現、これの指針としてこの大綱を策定するというものでございます。

次の6ページでございますが、これは(4)といたしまして、推進体制と市民への公開ということ、それから続いて(5)ですが、これは推進期間を定めております。平成22年から平成26年度までの5カ年間とすることといたしております。

それから、7ページからでございます。これは大きな3として、行財政改革の体系を示しております。今までの説明にもありましたけれども、目指す将来像といえますのは、総合計画の将来像でございます。基本理念といたしましては、次世代に引き継ぐ発展を支える改革というものを上げております。これは第一次大綱の理念を発展させまして、赤磐市の発展が次世代にも引き継げるものとなることを願っているものでございます。また、大きな社会変化や地方交付税の削減に対応しまして、行財政基盤を強化して次世代に引き継ぐという願いも込められております。こうした将来像、理念を実現するために、第一次大綱から中断することなく将来に向かって取り組む必要があるということから、次の4つの基本方針を示しております。

1つ目は、行革を取り巻く環境の変化への対応ということで、経済不況とか少子・高齢化、格差の拡大、財政悪化などへ対応するため、体制整備を図るというものでございます。

それから、2つ目の職員の意識改革と能力開発、これは社会変化に的確に対応するための能力開発、それから意欲と行動力を持つ人材の育成を図るという意味のものでございます。

それから3つ目、市民のまちづくり意識の醸成、これ行革の取り組みは市民の参画と理解が必要でございます。それぞれの役割分担のもとで協働によるまちづくりを図っていくというものでございます。

それから4つ目ですが、行財政運営の総合化、簡素化、効率化ということでは、行政の全般的な総合調整機能の確立、それから効率化、スリム化、それとあわせて市民サービスの向上を目指すものでございます。

以上がこの体系図から8、9ページにかけての御説明となります。

続きまして、10ページからになりますが、行財政改革の主要施策についての説明をさせていただきます。

事務局 失礼します。座って説明させていただきます。

では、10ページということで、4の行財政改革の主要施策の案について説明いたします。

具体的なそれぞれの行革項目につきましては、この大綱の案に基づく実施計画で策定することとなりますので、ここではそのための施策というか、要点について定めることとさせていただいております。

では、主なものについて説明いたします。まず、(1)の事務事業等の見直しですが、限られた財源の中で新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、事務事業について不断の見直しを進め、行政と民間との役割分担を明確にして緊急度の高いものを選別し、選択と集中により効率的な事業の実施を図る。また、市民サービス向上の観点から、事務執行の迅速化、効率化に努めるということで、白丸で示した5つについて進めたいと考えております。

まず1つ目が、従来から実施している事務事業について、ゼロベースから検討を行い、点検、見直しを図り、改善、縮小、統合、休廃止等を検討するということで、これは今まででもやっていることですが、また市の主要施策について外部の意見を反映する仕組みについても検討していきたいと考えております。

2つ目につきましては、選択と集中の観点から、行政と民間の役割分担を明確にして、行政でなければ対応し得ない領域に対応しまして、緊急度の高いものから事業実施を図る。

3つ目につきましては、補助金等なんですけども、補助金等につきましては、経費負担のあり方、効果等を精査しまして、スクラップ・アンド・ビルドを推進する。また、運営費補助から事業費補助への転換、また終期設定等を検討して実施をしていく。

それから、4つ目につきましては、民間に委託して実施するほうが経費削減ができ、また住民サービスの向上が図れる事業については積極的に民間委託を推進する。

それから、5つ目ですが、一番下の丸になります。公共工事の品質確保や透明性、公共性の高い入札、契約事務を行うため、入札制度改革の推進を図るということで、先ほど4つ目の民間委託につきましては、一次大綱のほうでは主要施策の一つとして指定管理者制度の推進等について記述しておりましたが、今回、施設の管理につきましては、今後一つの項目として取り扱いたいというふうに考えておりますので、施設を除いた部分、事業等の委託については、この事務事業等の見直しのほうに載せております。

続いて、11ページの(2)の組織機構の見直しですが、新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応するためには、常に組織機構の見直しを行い、時代に即応した組織機構を編成していかなければならない。このため、組織機構全般の総点検を常時行い、今後進めるべきまちづくりの方向に合致した簡素で機能的な組織機構づくりを行うということで、ここでは特に、一番下の白丸が重要であると考えております。限られたマンパワーを有効に活用し、効率的な事務執行ができるよう、本庁・支所間、部課間の役割分担を見直すとともに、さらなる連携強化を図る。さらに、本庁については、市全体を見通した施策の企画立案が十分発揮できるよう、組織機構の専門化及びスタッフの充実を図り、支所等については市民の利便性に配慮しながら、窓口業務、維持管理業務など地域に密着した業務に特化するなど、支所機能の抜本的な見直しを図るということで、本庁、支所の役割分担と連携強化のための取り組みについて記載をさせていただいております。

次に、(3)の定員管理及び給与の適正化ですが、市民ニーズの高度化、多様化に伴って増加する行政需要に対して弾力的かつ的確に対応するため、適正な定員管理を一層推進する。また、能力や職務に応じた適正な給与体系の維持に努めるということで、まず の定員管理、人事管理の適正化では、合理的な組織機構の編成、課を超えた連携、事務事業の全般にわたる行政と民間の役割分担、行政サービスの向上、将来の職員構成のあり方等を検討し、具体的な数値目標を定めて職員数の抑制に努めることとしております。この数値目標については、実施計画のほうで定めるべきだというふうに考えております。

それから、12ページ、上から3つ目の白丸なんですけども、任期つき職員、嘱託職員、臨時職員等の採用については、総合的な費用対効果を見きわめ、安易な採用とならないよう配置計画や採用ルールの見直しを図るとして、正職員との関連や管理体制について検討をしていきます。

それから の給与の適正化としましては、1つ目の丸の真ん中下あたりの国の給与制度改革を勘案しながら、能力や職務に応じた適正な給与制度の維持、運用に努めるとしております。

次に、(4)の人材育成の推進確保ですが、市民の負託にこたえ、その使命を全うするため、複雑多様化する行政需要に対応できる専門的知識を有した職員の確保と、時代の変化に対応できる人材の育成、職員の能力開発を推進するというので、13ページ、1つ目の丸の2行目真ん中あたりなんですけども、目標管理などの指標を用いた人事評価システムを本格運用することで、政策立案能力や説明能力、市職員として必要な業務能力の備わった人材の育成を図る。また、2つ目の丸で、各分野で業務遂行に必要な専門的知識と実務能力を有する職員の確保育成に努めるとしております。

次に、(5)の住民参画の推進と行政の透明性の確保ですが、市民が地域へ愛着や誇りを持ち、市民全体のまちづくりが効果的に推進されるよう、行政の効率化はもとより、市民の英知とエネルギーを集結しながら、市民と行政との協働のまちづくりを推進していく。また、市民が参画しやすい行政とするため、行政の透明性の確保に努める。ということで、まず 番、住民参画の推進といたしまして、市が組織する審議会等について、赤磐市審議会見直し方針に基づき、各審議会のあり方について見直しを行うとともに、公募委員及び女性委員の積極的な登用を推進するとしました。また、下から2つ目の丸なんですけど、市民と行政とが協働してまちづくりを進めるための新しい仕組みづくりを追及するとしまして、まちづくり条例等を含めまして、協働のまちづくりを進めるための仕組みづくりを検討することとしています。また、一番下の項目では、市民や地域が主体となって実施すべき事業については、住民協働の視点に立ち、理解と協力を得ながら自主運営に移行していくなど、行政にかかる負担軽減を図るということで、官民の役割分担という協働のまちづくりの最も基本的な部分について明記させていただいております。

また、14ページで、 の行政の透明性の確保といたしまして、市民が参画しやすい行政環境とするために透明性を確保する、情報開示についての項目を掲載しております。

次に、(6)番行政の情報化ですが、行政の効率化や市民に対する行政サービスの向上を図るため、市民ニーズとコスト削減を強く意識しながら、情報化社会に対応した行政運営を目指すということで、こちらの情報化につきましては、高度通信技術などの電子化、それからシステム化等について取り上げたもので、先ほど申しました行政の透明性等の情報開示等の情報とはちょっと異なる定義とさせていただいております。

それから、(6)番の2つ目の丸なんですけど、最近テレビ等でも個人情報の漏えい問題等が取りざたされておりまして、情報化を進めるに当たっては、個人情報の保護を徹底し、行政情報を扱う者として、管理意識及びセキュリティー、各安全対策の強化を図ることを明記させていただ

いております。

それから、最後の(7)の持続可能な財政構造の実現につきましては、事務事業の徹底した見直しを進め、経費節減を徹底するとともに、より一層自主財源の確保に努め、限られた財源で最大の効果を上げる適切かつ健全な財政運営を図り、持続可能な財政構造の実現を目指すということで、27年度からの交付税の減額に向けての最大の改革ポイントとなるというふうに考えております。

まず、1番の歳出の削減ですが、1つ目の丸で、市民ニーズを見きわめ、事務事業の選択と集中により限られた財源を有効活用して、徹底した経費の削減を行い収支のバランスをとるとともに、平成27年度から始まる地方交付税の大幅な減額に対応できる財政構造への転換を図るとしてまいります。

次に、15ページですが、一番上の丸で、新地方公会計制度に基づく財務諸表を活用し、効率的な予算編成手法を検討するとともに、財務諸表の実態から見えてくる経営課題の検討、解決を図るということで、この会計制度を用いまして、財政状況の分析や市民等への説明も行っていきたいというふうに考えております。

また、その他、もう一つ下の丸ですが、消耗品費、通信費、郵送料、光熱水費、燃料費等の管理経費について、徹底した節約を実施するとしております。

また、次の歳入の確保でございますが、企業誘致や宅地分譲についてはもちろんですが、3つ目の丸で大きな問題となっております市税、水道料金滞納問題等につきまして、徴収率の向上や滞納整理の徹底のための強固な体制整備を図ると明記いたしました。

それから、またその次の使用料、手数料を初め保育料、水道料、下水道使用料等については、厳しい財政状況の中で、合併後、据え置きをしてきたものも含めまして、受益者負担の原則と住民負担の公平性確保の観点から、料金改定の検討を行い、適正化に努めるといたしました。

次に、の公共施設財産等の適正管理につきまして、昨年、提言をいただきまして、その検証等のためにも必要なことから、これを一つの項目とさせていただいております。

まず、1つ目の丸で、公の施設について、行財政改革審議会からの提言で示された方向性を尊重し、地元移譲、閉鎖、民営化、指定管理、事業統合、改善等を進める。また、第三セクター方式で運営している施設についても、民間譲渡、完全民営化等を含めた既存法人の見直しを図る。さらに、2つ目の丸で、市が所有する未利用財産等について積極的な売却等を実施し、歳入確保と維持管理経費の軽減を図るとさせていただいております。

それから、16ページですが、一番上の丸で、土地開発公社について、保有財産の早期処分等により、より一層経営の健全化を図るとして、それぞれ推進していくこととしております。

次に、の企業会計、特別会計の経営健全化についてですが、前回の審議会でもお話ございましたが、こちらも大変重要な問題でございます。すべての企業会計、特別会計について事業の効率化と受益者負担の適正化による経営の健全化を図り、独立採算による経営を原則として、

これらの会計への一般会計からの繰り出しは可能な限り抑制する。特に、市民病院についてはそのあり方についてさらに検討していくとしております。

そして最後に、の広域行政の推進といたしまして、国、県や関係機関との協調、周辺自治体等との機能分担、相互補完による広域行政の推進について記載させていただいております。

これで説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

今、大綱の素案につきまして、事務局のほうから説明をいただいたわけですが、今回の第二次行革の背景にありますのは、ちょっと補足で説明させていただきますと、4ページをあげていただきますと、赤磐市の財政状況というのがありますが、先ほど事務局のほうからも繰り返して出ておりましたけども、交付税の削減というものが今後予想されるというのが一番大きな話でありまして、それはこの4ページの下から2行目にありますけれども、平成32年度、西暦でいくと2020年度ですけれども、合併算定替がなくなりまして、新しい赤磐市として一本算定になりまして、交付税が今の試算でいくと年間17億円の減額ということでありまして、第一次行革、先ほど私の話にもありましたけども、一般財源18億円の削減をしてきたわけですが、これと同じ規模の削減をしないと今後の財政運営が成り立たない。ですから、そういう削減が見込まれておりますので、そのときになって慌てふためいても仕方ありませんので、今からそれに立ち向かえる、そういう財政体制に変えるというのが、この第二次行革の大きな背景にあるということです。まず、ここちょっと御理解いただきたいと思うんです。

それとともに重要なのは、7ページちょっとあけていただきますと、先ほど、この大綱と申しますのは行革の設計図だというふうに言いましたけども、設計図ですから、やはりぱっと一覽でわからないと意味がないわけですし、7ページにその一覽が出ているわけです。行革は、先ほどお金の話をいたしましたけども、重要なのは、行革をすることによって我々が住んでいるこの赤磐市の地域がよりよい地域になっていく、そのための財政や行政の基盤を改革するということでありまして、ですからその目標は、ここにありますように、「人“いきいき”まち“きらり”」これはまちづくりの総合計画の中に入っている理念でありまして、これを実現するための行革であるということでありまして。

その改革の基本理念は、次代に引き継ぐ発展を支える改革ということでありまして、先ほど、今後2020年度あたりから非常に厳しい状況が始まっていくわけですが、施行年2015年から始まるわけですが、そういう交付税が減るという予測の中で、やはり持続可能な財政構造をどうつくっていくのか、それが実現されないと、「人“いきいき”まち“きらり”」というのは実現されないわけですし、まさにこの将来像と基本理念は一体のものであるということになります。

この基本理念を実施するための幾つかの戦略があるわけですが、この戦略が次の4つの基本方針という形で述べられておりました。先ほど御説明ありましたように、環境が大きく変化していく、少子・高齢化とかいろんな変化があります。それから、そういうものに対応しなきゃいけ

ない。そして、職員の意識改革、能力の開発ということを常にやっていかなきゃいけない。行政というのは人材が最大の資源でありますので、このあたりを変えていかなきゃいけない。そして、もう一つはやはり市民です。行政だけではなくて市民の方々も意識改革をしていただきまして、まちづくりの一端を担っていただくということで、これも大きな戦略の一つであります。そして、あと組織そのものを変えていかなければいけないということで、行政運営の総合化、簡素化、効率化と、こういうふうな考え方のもとに変えていくんだと。こういう「人“いきいき”まち“きりり”」そして基本理念を実現するための4つの戦略というのがありまして、この4つの戦略を具体的に実施するためのものが、この7つの主要施策ということで、実際に出ているわけです。大綱の枠組みといいますのは、この7ページに一覧で出ておりますので、これをちょっと御理解いただいた上で、細かな話が8ページ以降で出ているということです。

それと、あと前回の会議との関連でいきますと、前回フリートークをしたという話をしましたけども、その中で皆さんからいろんな御意見がありまして、これもここの中に反映していきこうということで、1つは、例えば10ページから主要施策が始まりますけれども、事務事業等の見直しにおきましては、これは 委員がお話しされてましたけども、事務事業評価というのが非常に今後重要であるということで、これを第三者評価でやっていくべきだという御発言がありましたけども、これについては10ページの最初の丸です、中に入れとりまして、特に、またとありますが、市の主要施策については外部の意見を反映する仕組みを検討するということにちょっと入れさせていただいているということです。

それから、12ページのところでは、前回、例えば 委員が危機感がないという話をされてましたし、それから 委員も、いろいろ人をつくっていかなあかんというような話をされてましたけれども、その話が(4)の人材育成のところでは書かれています。

それから、13ページに行きますと、住民参画の話が出てますが、前回、7月10日では、 委員が市民が不便なまま放置されてて声が届かないというような御意見がありましたけども、例えば13ページの下から3つ目の丸のあたり、市民の行政への参画を促し、市民主体のまちづくりを進めるために、市民の意見を行政に反映させるというようなことで、ちょっとここで指針を示しているということです。

そして、14ページに行きますと、これも 委員が、パソコンの知らない人がどうなるんだ、そういうところの救済ということをしなきゃいけないということですけども、これは例えば(6)の行政の情報化というところでこれを打ち出しているということです。

それから、15ページです。15ページを見ますと、これは 委員が7月10日の会議では歳入の確保の話をされてまして、削るだけじゃなくて入るほうも考えなあかんという中で、滞納整理であるとか、使用料、手数料のきちんとした徴収、こういうようなことを言っておられましたけども、これは15ページの歳入確保の中の3つ目の丸ですか、滞納整理の徹底のための強固な体制整備というような形で書かれておりますし、使用料、手数料についても適正化に努めるということ

で書いております。

それから、同じく 委員がおっしゃってましたのは、やっぱり公の施設、重複施設、まだ見直しが進んでいないということで、引き続きこれは行革のポイントであるという話されてましたけども、これは15ページの 公共施設、財産等の適正管理というところで、公の施設についてということで、先ほど事務局も、検証の関連からあえて記入されたというふうにおっしゃってましたけども、ここにちょっと書かせていただいているというわけです。

そして、16ページですけども、16ページのところでは、これも 委員がおっしゃってましたが、前回、7月10日、やはり繰り出しの問題というのが大きいと。特別会計への繰り出しをなるべく抑制していかなあかんとということで、ここに16ページの 企業会計、特別会計の経営健全化の最初の丸ですが、一般会計からの繰り出しは可能な限り抑制するというところで書いております。

そして、市民病院につきましても、これは 委員や 委員がおっしゃってましたが、やはりちょっと問題であるということで、ここは、市民病院についてはそのあり方についてさらに検討するというような形で文言が入っています。

前回の7月10日の皆さんの御意見もこういうような形ですべて入れさせていただいております。ちょっと漏れがあるかもしれないですけども、もしあれば今、このたびの会議でお話をいただいて修正をしていくということで、この大綱、今後の我々の設計図になりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいというふうに思います。今日は、審議事項が1つしかありませんので、たっぷりと時間がありますから、この記載内容についていろんな角度からおっしゃっていただきまして、この大綱をよりよいものにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと説明が長くなりましたけども、どんな角度からでも結構ですから、御意見や御質問をおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

文言といいますか、この言葉がよくわからないというようなことも含めて結構ですのでおっしゃっていただければと思いますけども。 委員どうぞ。

委員 まず、この文言のことでごめんなさいね。どうしてもこういう文章ですから仕方がないのかなとは思いますが、読んでる我々が考えるときに、例えば語尾ですね。何々を図る、何々に努める、何々を追求する、全部が同じ言葉というのはできないんでしょうけれども、進める、図る、僕個人的にはわかりません。例えばこれが初めての状況であれば、図るとか検討するとか推進するとか追求するとかいろいろ言葉が出てきてもいいんでしょうけれど、これは第二次のスタートに至って、いまだにこの言葉を使っているというのは、僕は個人的にはちょっと納得しない部分がありまして、するのかせえへんのかどっちやねんと、検討というたら何やねんと、図るというたら何やねん、今まで図ってきたんやろ。第二次のスタートとしては図るじやもうだめやなと。このように僕個人的には思っておるんですけども、そこら辺、揚げ足をとるようで恐縮なんですけども、言葉の意味をもっとパンチ力のある、ほんまにしはんねんなど、やっ

ていこうとしてんねんという姿勢だけでもうかがえればよかったかな思ったんですが、そこら辺もしちょっと御説明いただければなと思います。

議 長 ありがとうございます。ある意味、非常に本質的な話かもしれませんが、ちょっと難しいかもしれませんが、事務局のほうよろしくお願いします。

事 務 局 委員の御意見、個人的にはわかる部分も確かにございまして、確かにはっきりと書くべきところというのは、御指摘のようにあるんじゃないかと思います。ただ先ほど説明の冒頭にも申しましたように、この大綱というものが、あくまでも市の最上位の計画である総合計画、これにいろんな施策が書いてあるわけでございますが、その総合計画に定めるいろんな施策あるいはビジョンというものを、それに向かって行う革新的な手法の大まかな指針というふうな意味合いのものになります、この大綱というものが。ですから、この方向性の中で具体的な施策、何をやりますとか、中には検討という言葉を使わざるを得ないものもございすけれども、何々を検討するとかという個々の具体的なものをこの後実施計画の中で取り上げていくこととなります。ですから、これが大きな方向性、指針となるものであるということで、ある程度幅のある文章といえますか、言い方になっておるわけです。その点がちょっと初めて見られるとなかなかわかりづらいというか、少し論点が広いんじゃないかというふうに思われるところがあるかと思ひます。その辺につきましては、我々も実施計画のほうではより具体的なものを取り上げてまいりたいと思っております。

それからもう一つは、行革を実施するのは確かに我々職員であり執行部ではあるわけですがけれども、我々がこういう施策を実施するにつきましては、当然ではありますけれども、市民の皆さんの御理解を得なければならないと同時に、議会の議員さんの意見も聞きながら進めていくということになります。したがって、なかなかこの場で結論的なことが言いにくいというようなところも実際にはあるわけでございますけれども、先ほど言いましたように、それぞれの実施計画の中でより具体的なものをできるだけ掲げていきたいというふうに考えております。

議 長 ありがとうございます。委員、いかがですか。今の回答で。

委員 もう一つ納得いかんな。まあ進めてください。

議 長 そうですか。表現についてはちょっとまだあれなんですけれども、他にいかがでしょうか。どうぞ。

委員 失礼します。多分 さんがおっしゃったのは、10ページに市の主要施策について外部の意見を反映する仕組みを検討するとか、11ページに支所機能の根本的な、抜本的な見直しを図るとかというような、そういうようなことについて、多分おっしゃったんだろうと思います。今、お返事が、この次の審議会のほうでは、もうちょっと具体的なものが出るんじゃないかというように、今おっしゃっていたと思いますが、本当に審議していく者としては、ここら辺に、やっぱり例えばこういうようなこととかこういうような考えがあるんだよみたいなものを入れていただいていたほうがわかりやすいかなという気はします。でも、もっと詳しいようなこと

はこの次の段階に実施計画というような形で出てくるというように、今お聞きしましたので、この段階ではこういうことなのかなと思ってお聞きしました。

議長 ありがとうございます。今、委員がおっしゃったように、この大綱はあくまでも指針ですので、ここで余り詳しくいろんなことを書いてしまいますと、焦点がぼやけてしまうということがありまして、図るとか推進するというのは、ちょっと市民感覚から見るとまだぼやけてるなという感覚もあるんでしょうけども、こういう形で表記いたしまして、具体的には、実施計画で、じゃあ何をどうするんだというようなところはされるということでありまして、次の会議では、その具体案も当然出てまいりますけども、ここでは一つの方向性を出すというふうに御理解いただければと思います。

他にいかがでしょう。どんなことでも結構ですけども。委員、どうぞ。

委員 失礼します。次代に引き継ぐ発展を支える改革ということなので、それに沿っての計画がされているかどうかというところがポイントだと思いますけれども、5ページのところに、これをいただいてずっと読んでいる中で、5ページの真ん中辺ですね、真ん中よりちょっと下のほう、「これらの視点に基づき、市民の声が市に届くような一層の行財政改革」、この辺ですね。やっぱりお役所の言葉かなというふうに感じてしまいました。私らの意見から言わせていただければ、「市民の声に耳を傾けるような」というような感じのほうで考えていただけたらなというふうに思います。

それで、これは大綱なので、まだ具体的なことは書いてないというふうに言われるんですけども、住民参画の推進ということにおいてパブリックコメント制度を積極的に活用するというふうに13ページのほうに書いてあります。今日は、これをお尋ねするのはまだ早いかもしれませんが、具体的に市のほうとしてはどのようなやり方を考えられているのか。もしお伺いできれば、また次のときに、こういうのもあるのではないですかというふうに御提案できるので、お聞かせ願えたらありがたいと思います。

議長 ありがとうございます。委員からは2点ありまして、1つは5ページですね。表記の問題ですけども、下から10行目ですか、「これらの視点に基づき、市民の声が市に届くような」、ここはやはり「耳を傾けるような」、こういうふうな表記のほうが市民にとってわかりやすい。

そして、もう一つは、13ページの下から3つ目の丸ですけども、パブリックコメント制度、次回実施計画が具体的に出ますので、そこで出るとは思いますけども、ちょっと今後の参考ということで、今考えられていることがあれば出してくださいというこの2点です。お願いいたします。

事務局 パブリックコメントとかに関連したところですか。

議長 5ページの下から10行目ですね。表記の話とパブリックコメント制度と2つです。

事務局 そうですね。届くようなという表現、たまたまこういう表現を使わせていただきま

したが、確かにこちらからアプローチとして耳を傾けるというのはそれは当然でございます。届くようなという表現をいたしましたけれども、特に市民の方のほうからという意識で書いたつもりはなかったんですけれども、確かに御指摘のような点はあろうかと思えます。ちょっと表現についてはまた検討させていただきたいと思えます。

委員 済いません。表現の問題ではなくて、そういう姿勢で私たちは臨まなければいけないんじゃないかという意味で言わせていただきました。ごめんなさい。

事務局 わかりました。ありがとうございます。

それから、次のパブリックコメント、市民の意見を行政に反映させる制度でございますが、パブリックコメント制度はここに積極的に活用するとありますように、制度的には既にございまして、市の重要施策等の規則とかこういう大綱等を作成する場合に、事前に公表いたしまして皆さんから御意見をいただくという制度を、ちょっと正確な年数、ちょっとここで忘れたんですが、たしか2年ぐらい前からやっております、こういう大綱作成につきましてはかなりの御意見をいただいております。今、審議いただいております行財政改革大綱の策定につきましても、ある程度まとまった段階でパブリックコメント、御意見をいただくようなことも考えております。

それから、その他には、ホームページ等でいろいろ市の情報を開示しておりますけれども、それに対します御意見とか、随時、メール等でいただくようなシステムもございまして、皆様の御意見がメール等でかなり届いておると。そういったことも参考にしながら行政を進めているという現状でございます。

議長 委員、今の回答でよろしいですか。

委員 ちょっと耳にしたんですけど、市長対話室のほうがされてましたけれども、あれは今後どういうふうな形になるんでしょうか。そういうところでも、こういうような話が出てきてもいいわけですね。

事務局 それでは、総務部のほうから。ただいま市長との対話のお話の行事の話だろうと思えます。今年もやはり市民の方との対話をしようということで、例えば公民館祭りで、これから秋にはいろんな各地であると思えますので、そういう機会をとらえては、そういう場所で市民の方との対話をするというふうな行事計画を持っておりますので、そういう意味では、広く一般的な方の御意見を市長がお伺いするというふうな機会を予定しております。

以上、お知らせしておきます。

委員 それでしたら、その公民館祭りの際にそういう場を持ちますということをご皆さんに広く公表はされてという形はとられてるんですね。

事務局 その関係については、また「広報あかいわ」でその事業についてのお知らせを今後していく予定を持っておりますので、また市民の方も広報紙を見ていただければおわかりいただけるというふうに思っております。

委員 ありがとうございます。

議長 それでは、委員、お願いします。

委員 ちょっと言葉の意味がわかりにくいところがありましたんで。8ページの「地域経営」という、漠然とはわかるような気がするんですけども、少しく……。

議長 地域経営ね。この言葉ですね。

委員 お教えいただけたらと思います。

議長 ありがとうございます。こういう言葉の問題もどんどん聞いてください。

地域経営という言葉、ちょっとわかりづらいということなんですけども、事務局のほうからよろしくお願いします。

事務局 定義といますか、難しいんですけども、強いて言いますと、地域分権の推進や社会情勢の変化、それから住民のニーズに的確に対応して、地方自治体の持つ人材とか地理的条件とか公共施設、それから財源を活用して魅力ある地域というものを形成して、この地域、要するに地域全体を経営していくと。地域全体をそういうふうに魅力ある地域として形成していくというようなことを経営という言葉であらわしている、ちょっと難しいかもしれませんが、そういう大きな意味での経営でございます。

議長 よろしいでしょうか。最近、地域経営という言葉はよく使われるようになったと思いますけど、確かにちょっと地域と経営というのがちょっと余りなじむものではありませんので。これ、どうですか。例えば用語説明されてますよね。つけ加えられてはいかがですか。お願いします。

他にいかがでしょう。じゃあ、委員が先ですね。お願いします。

委員 随所に事務事業、選択と集中によって改革を進めるということがありまして、選択と集中というのは本当にどこでも言われているんですけども、この改革大綱自体が選択と集中が要るんじゃないかと思うぐらい、本当にありとあらゆる、あれもこれもどれも全部やりますということで、意欲的と言えはそうなんですけれども、もう少しメリハリがついてもいいのかなという気がしまして、具体的には、7ページ目のこの図を、体系図を見たときに、改革の4つの基本方針ということで4つ方針が書いてあるんですけども、この基本方針自体が少しわかりにくい、抽象的なところがあるんじゃないかなと思うんです。行政を取り巻く環境の変化への対応とか、以下1、2、3、4ですけれども、これをもう少しこの審議会でこれから向こう5年間の改革をやっていく上で、ここを重点的にやろうじゃないかというのを、方針、大きな柱としてちょっと煮詰めてみたらどうかなという気がします。

抽象的な話であれなんですけど、例えばですけれども、今言うところの事務事業の選択と集中を図るとか、あるいは端的にさっきの地方交付税削減に向けて何億円の削減を図ると、経費削減を図るとか、あるいはそういった市民との協働の行政遂行体制の確立を目指すとか、何か主要なテーマを絞るというのを、この4つの基本方針のところでも改革の方向性をもう少し具体的にインパ

クトのあるものに、さんおっしゃったように、インパクトのあるものにしたらどうかというのがまず1点目です。

そして、それに併せてなんですが、下の7つの主要施策のところ、次のページ以降たくさんあるんですけども、これにも行革大綱ですんで、選択と集中という意味で、難しいかもしれませんけれども、向こう5年間はこれを特にやるんだということで優先順位をこの中でこの審議会つけていくと。恐らく、第一次大綱の中でここを重点的にやってきたというところはあって、それなりの成果があるところもあると思うんです。そういうところは今回優先順位をちょっと遅らせて、向こう5年間は、ここにずらずらっと書いてある中でもここを集中的に優先してやるんだというような優先順位づけも、この審議会でひょっとできないだろうかということもちょっと感想として持ちました。

以上、基本方針についてどう思うかということと、施策、行革の具体的な項目について優先順位を考えてみてはどうだろうかということで御提案させていただきます。

議長 ありがとうございます。非常に建設的な御意見でありまして、今のちょっと2つの話ですね。基本方針の考え方、そして施策のメリハリと申しますか、優先順位の話、この点について事務局としてどうお考えか、お願いします。

事務局 大変的確な御意見だろうと思います。我々もいろいろ四苦八苦しなながら、会長さん等とも御相談しながら、今日はたたき台ということでございますので、皆さんにいろいろ御意見いただきながら、これから修正等も加えていかせていただきますけれども、我々も四苦八苦してつくっていく中で、やはりいろんな施策がある程度は、大綱ですので、大きな方針ということがございますので、一応全体的に落ちなく網羅しときたいという意識がありまして、1から4までというような基本方針、これを揚げております。これはあるけどこれはないじゃないかというふうなことになってはいけないということで、網羅的に揚げたというのが本音のところでございます。ただ、委員が言われるように、全体を網羅しながら、その中に、やはりメリハリと申しますか、主なテーマというか視点を置くということは大切なことだろうと思います。次の施策についても同じでございますが、その辺ちょっと今日の審議会で皆様の御意見を聞かせていただいて、ちょっと修正等も加えながら進めてまいりたいと思います。

我々考えるところでは、やはり会長が冒頭でもちょっと補足説明をしていただいたように、やはり交付税が平成27年から5年間です。これは5年間で漸減されるということになっております。すごい大ざっぱな言い方をしますと、1年間に3億円以上の削減となるというふうな試算になっております。正確なところはまだわかりませんが、今の試算でそれぐらい。32年からは17億円程度が削減されると。これも先ほど会長が言われましたけれども、一次大綱では18億円程度の削減をしようという大きなテーマのもとで取り組んできております。これは振り返ってみますと、予算上ではございますが、基金と言われるいわゆる貯金ですね、貯金から18億円程度を崩しながらじゃないと予算が組めないという状況が合併後数年間ございました。そのままではもう

当然、貯金に当たる基金というのはなくなってしまうわけですから、その18億円をなくしましょうということでも削減に取り組んできたわけですが、さらに17億円がこの先減らされるということになりますと、相当数身を削らないとやっていけないという状況が5年、6年ぐらいたてばやってくるということですから、これは大きなテーマとしてはあります。個々に何をやるかということは、皆さんちょっとこれからいろいろ御意見をいただく中で、また我々も選択していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。何か、よろしいですか。

今の委員の御意見というのは、かなり抜本的な話になりますので、事務局のほうも少しお答えにくかったかと思えますけども、私も委員の御意見、非常におもしろいと思えます、思っております、どこの自治体でも、行革というと満遍なくすべてを網羅したような話が出てますけども、赤磐市はこの改革大綱ではここだけを重点にやるっていうのは非常におもしろいものだと思いますんで、ある意味ではこれは全国から見たら目立つような大綱になりますから、この改革理念を実現するためにこれとこれとこれをやるんだみたいな、ほかはどうでもいいわけじゃないんですけども、とにかくこれは絶対やるというような形で、そういうインパクトのあるものをつくってはいかがかと、これは非常にいい意見ではないかなと思えます。

また、ここで審議をできればと思っておりますし、今日のこの大綱、これ完成品じゃありません、もちろん。皆さんの御意見をいただいて、一次大綱との関連で、引き続きつくっていくというような形でつくっておりますから、そういう意味では、いろんな御意見が皆さんから出てくると思えますので、今日の意見を生かしながら、次回修正をしますので、今日はどんどんいろんな意見を出していただければというふうに思えます。そういう意味では、非常に新しい視点の御意見だったと思えます。

委員、いかがですか、はい。

委員 失礼します。今、さんがおっしゃったことを、私も本当に感じておまして、ここにたくさんすばらしいことがいっぱい載ってるんですけど、じゃあ何を一番に、何を力を入れてやりたいのかなというのが、私も感じたところなんです。各市町村で図書館をやれば図書館がいっぱいいっぱいでき、福祉施設のこういうのができたら、同じようなものが各市町村にもいっぱいいっぱいでき、そういうことも必要かと思えますが、よその市町村にないんだけれども、赤磐市にだけはこれが自慢できるものがあるよというような物の考え方というのも一つ必要じゃないかと私は思っています。それと同じように、やっぱりどこに力を入れてどうやっていくのがいいのかなというような考え方が、やっぱりさんがおっしゃったような考えで、私もちょっと気になりました。

それともう一つ、今どことなくそれぞれの項目でみんな自分の思ったことを、意見ばっと言ってますが、あっちに飛びこっちに飛びで現実こんがらがってしまいそうなんです。できたら、その項目ごとに、意見のない項目もあるかもしれませんが、意見が飛び交う項目もあるかもしれま

せんが、そうやって進めていってくださったほうが、何かあっち見、こっち見するよりも随分わかりやすいかなと、個人的には思っております。

以上です。

議長 濟いません。司会が不手際でございまして、非常にわかりづらい進め方をしておりましたが、確かに、大綱というのは非常に読みづらいものでありますので、私のほうでどういう角度からでもという話でなりましたが、ちょっとこんがらがる可能性がありますので、そしてたら順番に、じゃあ改めて見ていきたいと思えます。

今日の話は、先ほど言いましたように、この大綱についていろんな御意見をいただいて、それを次回の会議で修正をするための材料集めというような位置づけで、今日結論を出すということではありませんので、そういう意味では言いつ放して終わりますけども、それはそれでいいと思えますので、いろんな御意見をその都度言っていただければと思えますが。そうですね、順番にいきますと、これまでの行革の取り組み、2ページから始まりまして、ずっとここでは行財政改革がどういう経過で出てきたのか、そしてその具体的な話が出てますけど、ここはよろしいですね。何か御意見ありますでしょうか。2ページですけども。

委員 はい。

議長 はい、じゃあどうぞ。

委員 わからないから、間違ったら御指摘してください。この大綱があって、この後に行動指針も出るとおっしゃってましたね。

議長 実施計画です。

委員 実施計画ですね。なぜ一緒にセットで出てこないんですか。僕、それまず疑問なんです。ばらばらの考えじゃないでしょう。大綱に沿ったものが、おっしゃった実施計画となるべきはずですよ。連動性はあるということは、実施計画も御提示いただかないと、あくまでももちろん大綱をもとに作成された実施計画であるはずや思いますが、今現在は実施計画は何も形としてないんですか。

議長 2ページのそれはどこの話ですか。

委員 いや、ごめんなさい。2ページ云々にこだわらずに、その前に僕言ってるんです。

議長 わかりました。

委員 合点いかんわけです。大綱だけやって、次実施計画出てきて、また何やかんや意見、議論交わす、どうしても連動性があるはずなのに単独で出てきてるから気持ち悪いなって思っておりましたんで、最初に気がついたんでちょっとお願いします。

議長 わかりました。じゃあ、逐次見ていくのは後でやるとして、今の委員の話、事務局、どうですか、それは。

事務局 ありがとうございます。御指摘のように、大綱とそれから実施計画、2つがそろって初めて実際に取り組む指針となるわけでございます。ただ今日、大綱のほうを先に審議してい

ただきましたというのは、事務的手順として、まず大まかな方向性、先ほど 委員からも御意見がありましたように、何をポイントに置くのかというようなことも、大きな方向性として御意見をいただいて、ある程度大綱の骨の部分といいますか、それができました段階で、それに沿った形での実施計画をつくっていきたいという、ちょっと事務的な手順の点もありますけれども、そういうふうな考えで進めております。実際には、実施計画の策定も少しずつ始めておりました、各課の調査等も一度行ってありますけれども、この大綱がある程度固まりを見せる中で、より具体的な実施計画の、いわゆる項目ごとの施策の策定について、各課の中での取り組みを調査しながらまとめていきたいと思っております。同時という方法もあるのかもかもしれませんが、ちょっと論点が個々具体的なことに偏り過ぎてもどうかということもございまして、今日はあくまでも大綱として方向性の話をまずさせていただいたということでございます。

議長 ありがとうございます。今日は大綱の協議をしてるんですけども、確かに大綱というのは指針ですので具体性がないんです。ですから、非常に抽象的な話ばかりをしてるんですけども、くどいようですが、これで終わるわけではなくて、次回も含めてトータルでちょっと見ていただきたいなというふうに思います。つまり、今日初めてこのたびの行革大綱の素案を出してるわけです。恐らくいろんな御意見があります。今、実際にメリハリが全然ないじゃないかといろいろ御意見ありまして、大きく枠組みも変更される可能性があるわけです。そういうときに、実施計画も全部含めてやるとなるとそれ大変な話でありまして、今日ちょっと今事務局のほうからありましたように、方向性だけを確認をして、それで終わりじゃないですよ、もちろん。次回にそれに基づいた実施の具体策も出してきて、そこで初めてリンクしてくるわけです。つながってくるわけで、ですから、今日はあくまでもこれどんどんたたいていただいて、ちょっとわからないことは出していただいて、直したいことは意見をいただいて、そしてそれに基づいて大体の大まかな方向性が出れば、仮説的に大綱を一つ出して、仮説的にそれに基づいた実施計画も次回に出すと。それで、ああこんなだったらちょっとこれはやめようとか、またそれで見ていただいて御意見いただくということで、ちょっとここで全部決めてしまうわけではありませぬので、この会議で、ですからちょっとその辺は、どうしても順番ということになりますと、今日はわかりづらいかもしれないんですけども、これですべて大綱じゃあ終わって、次回は実施計画なんていう話ではないので、今日はあくまでも大綱を決めるための方向性だけ、次回より詳しい話が出てくるというふうな御理解をお願いできたらと思います。

委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

委員 今までと同じ考え、過去の流れ、昔はこうだったというのはだめなんです。大きな改革をせんといかんという時期に来てるわけでしょう。はっきりと2つ明確なのは、出金が増える、入りが減ってくる。家の経済と一緒にしょう。お父ちゃんの給料が今まで50万円やったのに30万円になったよ。飯は20万円、ガス、光熱費10万円やった。小遣い5万円、どないするの。

簡単に言うとそこへ来るわけです。それが市町村の中での経営の手腕を問われてるわけでしょう。ということは、先生おっしゃるのもわかるんですけど、大綱があるから、大綱が変更されたら云々じゃなくって、大綱のこの下には必ずより具体的な基本的な考えがついてるはずなんです。だから、僕はそれを詳しく議論せえというんじゃなくって、尾ひれじゃないんですが、ついてきてるはずのものも知りながら、知識として頭に入れながら大綱を考えるべきやと思うんです。看板だけ上げて、あと何も決まってませんと。看板だけ決めておくんはれというのは、僕は合点いかんもんですから、しつこいようですけども、やっぱり御提示をいただいたほうがうれしかったということだけを言っておきます。済いません。

議 長 確かに、今お聞きして、それは本当にもっともだと思います。初めて大綱見られただけで、これで背後にどんなものがあるかなんて推測するのはなかなか難しいと思いますんで、確かにそうですね。それは妥当な話かもしれませんね。今後、そういうことはちょっと注意したいと思いますけども、ただ今日はちょっと準備がされてないと思いますんで、それは申し訳ございませんということであります。

それで、ちょっとよろしいですか。もとへ戻りますと、逐次ちょっと見ていきますが、これまでの行革の取り組み、2ページはよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それで、次に3ページから、行革をするに基本的な考え方ということで、必要性そして今の財政状況、大綱の趣旨、そして推進体制、そして推進期間という形で出ておりますが、これはなぜこんなことをするのかということと、これからの枠組み、大まかに出ているわけですが、この中で何か御質問ありますでしょうか。

じゃあ、私からいいですか。ちょっと用語の質問なんですけど、5ページ、大綱の趣旨なんですけど、策定の趣旨の5ページ、下から8行目のところに、地方分権の時代にふさわしい有効性、効率性、経済性を追求した行政システムの確立を図らなければならないとあるんですけど、有効性、満足度とかそういう話だと思うんですけども、効率性と経済性というのは、少しわかりづらいんじゃないかなと思うんです。違うからあえて並列されてると思うんですけども、ちょっとこれどういう違いなのかをちょっと説明いただければと思うんですけど。

事務局 有効性、効率性、経済性、確かにちょっとわかりにくい点はあるかと思いますが。経済性のほうは、そのとおり、経費的な面でございます。効率性につきましては、よりスピーティーであるとかというようなことです。結果といたしまして経済性にも通じてくるところはございますし、また有効性にも通じてくるところがございますけれども、強いて言えばスピードとかというようなことになろうかと思いますが。それから、経済性のほうは費用的な面と、主に言えばそういうことであるかと思っております。

議 長 ありがとうございます。効率性はスピードで経済性は費用の関係だということなんですけど、これちょっと専門なんであれなんですけども、学問的にはちょっと違っていて、効率性

というのは、一つの一定の費用の中で産出量といいますか、サービスを最大化するというのが効率性なんです。より少ない費用でたくさんのを生産する。経済性というのは、やることは決まってる、その中でどれだけ費用を削減していくかというふうな話なんで、ある面同じような話なんです。分野によって重なるようなものもありますので、ちょっとこのあたりは、読む人が見ればちょっとわかりづらいのではないかなと思いますので、どうですか、経済性というのは削ってもいいのではないかなというふうには思いますけど、これはちょっとまた後で検討していただければと思いますが、ちょっとこの辺ひっかかりましたんで、質問させていただきました。

他に、いいですか、ここまでの話。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　じゃあ、次に7ページのところです。3のところ、理念と基本方針ということで、まず体系図が出てまして、8ページに目標、将来像の説明、そして基本理念の説明、そして基本方針の説明が8ページ、9ページに出ています。このあたりのところ、一番この大綱で重要な箇所だと思います。7ページ、8ページ、9ページ、このあたりで何か御質問ありましたら。先ほど、ちょっとメリハリをつけるとかという話がありましたが、これは後でちょっとまた、今日の会議の後半で話をしたいと思いますが、言葉の問題とか、御意見ありましたら。委員から、8ページの下から4行目ですか、地域経営という言葉がわからないということがありましたけれども、よろしいでしょうか。はい、委員。

委員　いわゆる大綱の中にまちづくりということが時々出てくるんですけど、3年前に協働推進室を設置して、要するにその目的というのは、いわゆるこの赤磐市内のまちづくりを推進するという基本的な考え方で設けられたというふうに私は理解しとるわけです。この9ページには、いわゆる市民のまちづくり意識を高めるというふうな項目があるんですけど、3年前に協働推進室を設けて、設置して、まちづくりをしてきた内容というのはどういうことをやってこられたのかなというふうに思うんです。聞いてみると、自治連合、自治会組織のお世話をしたり、交通安全の問題等々をやってきたということをお話をされるんですけど、ちょっとどうも理解がしにくいんです。

もう一つは、今度は建設事業部が担当されるほうで、まちづくりを含めた担当課もできておるようですけど、いわゆる余りにもふるしきを上げ過ぎたまちづくりでは、何も前へ進むようなことができんじゃないかというふうに思うんです。要するに、都市計画に基づいたまちづくりをしていくのか、いわゆる協働推進室を中心とした地域づくりをしていくのか、この辺がきちっと議論しておかないと、大きなふるしきの中で議論していても何も前へは進まないだろう。3年間の反省がどこに生かされとんだらうかというふうに思うんです。

ですから、まちづくりはまちづくり、それで市民の意識を高めるということばかりじゃなくて、せっかく担当課があるんですから、その担当課がどういうふうに今までまちづくりをしてきたのか。その反省に立ってこの大綱をまとめていく必要もあるんじゃないかな、それを一遍どう

というような対応をされてきたのかなというのが聞きたいなというふうに思うんですけども。

議長 ありがとうございます。今日は大綱ですから、やはり哲学といえますか、考え方、これを皆さんで問題意識を共有するというのは非常に大事ですので、今、委員のほうから非常に的確な御質問があったわけですけども、この行革の将来像とか、基本方針の中に、まちづくりという言葉がかなり多く出ているわけです。例えば、8ページの行革が目指す将来像ということで、「人“いきいき”まち“きらり”」というのがありますが、これも市民主体のまちづくりとか、個性がきらりと輝く存在感のまちづくりというような形で出ておりますし、それから基本方針にも、9ページですけども、市民のまちづくりという言葉があります。まちづくり、非常にいろんなところで使われて、かなりポピュラーな言葉になってますけども、このまちづくりという概念、どういう概念で使ってるのか。協働推進室というのがありますが、これまでまちづくりで何をしてきたのか。このあたりもちょっとお聞かせいただきたいというのが、今の委員の質問です。お願いします。

事務局 まずちょっと、私も急に、ここで8月から企画のほうも担当することになりました。大きな意味でのまちづくりという、ここで平仮名でまちづくりというように書いてありますように、ハード面でのまちづくりと、それからソフト面でのまちづくり、こういうものを含めた意味での平仮名でのまちづくりというのを使ってるんだと、私は理解しておりますけれども、広い意味で、そういうふうに今まで思っておりました。ちょっと違う意見もあろうかと思いますが、そういうふうに考えております。あとの協働のまちづくりのあたりにつきましては、ちょっと担当部長のほうから。

事務局 失礼します。

委員さんの御指摘のように、協働推進室ができて、それで御指摘のように、交通安全とか防犯とかいろいろございます。その中でもまちづくりの仕事もございますけれども、委員さん御指摘のように、初めのうちは自治会のお世話、どちらかといえばお世話のまちづくり、お世話をしとったような状況でございます。そういうことを踏まえまして、今年度、そういうんでなしに、ある程度地域の皆さんにいろいろ参画をしていただくために、協働のまちづくりのためのまちづくり塾を今回始めるような、今企画をいたしております。先般、募集をいたしまして、そろそろそういう塾を始めたいというふうに思っております。まず、今年度が第一歩でございますけれども、そういうことで、一步一步住民の方に参加をしていただいて、まちづくりと一緒に学ぶといえますか、そういう手法を生み出す、そういうことで基礎づくりをしていこうというふうに、今年度は企画をいたしておりますので、このまちづくりの手法をいろいろ模索しておるんですけども、今年度はそういう格好で出発をいたしております。御指摘のように、自治会のお世話とか各種団体のお世話のみならず、そういうことはさておき、住民の方に参加をしていただきまして、一つのまちづくりの手法をつくっていこうというふうに、今企画をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。はい。

委員 まちづくりというたら、言葉は物すごいきれいで、何かすごくいいことだなというように思うんですけど、余りにも範囲が広過ぎちゃって、非常に中身があいまいなんです。例えば、前にありましたように、産業の集積地を立川のほうへつくとか、商業地を開発するとかというの、これまちづくりなんですよね。こういうようなことも、やっぱり進めていく中で、住民を巻き込んでまちづくりをするというのは、これ地域づくりじゃないかなと思うんです。その地域づくりができてないから地域が活性化しないんです。例えば、周匝とか松木とか町苅田とか、この下市とか、こういうような地域づくりを進めるということを中心にまちづくりをするんだということならようわかるんです。で、やらにゃいけんこともおのずと出てくるんです。何をやるのかということが。それがわからないのに、まちづくりで理解してくれと言われても、住民を勝手に巻き込んでくれるなど。まず、あんたたちが行政側が勉強して、もうちょっと中身を理解してから提案してくれと、こういうことになるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長 ありがとうございます。非常にすばらしい御意見だと思いますが、どうですか、今の委員の話に対しては何か。はい。

事務局 協働推進室のほうは、御承知のようにソフトでまちづくりを進めていくというふう
に企画いたしております。確かに、委員がおっしゃるように、コミュニティーづくりの一つ
の手法として、地域形成するのに、地域の皆さんに寄っていただきまして、白紙の状態からこの
まちをどうするか、そういう手法でまちの形成まで皆さんと一緒に考えていくというようなまち
づくり手法もございます。それで、協働推進室のほうも、先ほど申しましたように、今まではお
世話だけでしたんですけれども、今回、今年度はそういう皆様方の地域のリーダーになっていた
だけのような方を募集いたしまして、まちづくり塾をするということで今進めております。これ
は来年度も同じように進めていきたいと思っております。そういう中から、先ほども御指摘ござ
いましたように、今度地域の拠点づくりとか、あるいは地域の活性化のほうへ向けて、そういう
プログラムが組めるようなまちづくり手法のほうへも協働推進室として組み立てていきたいとい
うように思っております。まずは、まちづくり塾でそういう勉強をして、次の段階へ進めていく
ような手法をしていきたい。御指摘のことにつきましては、参考にさせていただきますので、よ
ろしく願いいたします。

議長 このまちづくりにつきましては、非常に大綱においてもキーワードといいますが、
重要な言葉だと思いますので、まちづくり、簡単に記入するだけではなくて、我々のほうでもこ
ういうのがまちづくりなんだと、そういうものが打ち出せるような大綱にできたらなと思いま
す。

私も実はまちづくり塾の塾頭みたいな形になっておりまして、今のお話、非常に参考になりました。他にいかがですか。

はい、委員。

委員 私、恥ずかしいんですが、岡山県のまちづくり推進機構というところに加入させていただいておまして、ただ先ほど事務局のほうから、ハード面とソフト面の両面がありますよとお話しいただいたので、僕そこら辺非常に大事なことやと思ひまして、委員が熱弁を振ってるのは、恐らくソフト部分や思うんです。ハード部分なのか、ソフト部分なのか明確にしてから協働推進室、ちゃんと動いてくれはったらうれしいよと、僕はそのようにとりましたので、恐らく赤磐市の事務局ですか、協働推進室、ソフト面やと僕はとらまえてますので、そういう意味で、ここの課はこういう業務をさせていただきますよ、明確に打ち出してもらって、特にソフト面のこういう項目、こういう項目取り組んでいきたいと思ひてます。市民の皆さん、よろしくお願ひします。はっきりうたっていただくと、多分委員も安心やし、言うていくべきことはこれをお願ひしたい、これを協力してくれ、よりわかりやすくなると思ひますので、事務局がお言葉いただいたハード面、ソフト面、そこら辺明確にされたらいいんじゃないかなと思ひました。

議長 土木で都市計画という言葉がありますけども、都市計画をまちづくりというふうに言う場合もありまして、そのあたりがちょっと混在して使われてますので、ここで大綱の中で、我々としては明確に位置づけようという御意見だと思ひますので、これはまた修正案として生かしていきたいと思ひます。

他にいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 そしたら、あと10ページ以降が基本方針の主要施策ということになりますが、ちょっと時間が1時間半超えておまして、ちょっと皆さんお疲れじゃないかと思ひますので、ちょっとここで休憩をとりたいと思ひます。3時15分まで休憩をさせていただきますして再開をさせていただきますたいと思ひます。

じゃあ、よろしくお願ひします。

午後3時10分 休憩 午後3時15分 再開

議長 3時15分になりましたので、会議を再開したいと思ひます。

今、やっておりますのは、皆様初めて大綱をごらんになると思ひますので、きちんと一つ一つ見ていくという作業、大事なと思ひますので、文言の中身も含めまして、今確認作業をしているわけですが、これまで大綱のこれまでの取り組みから始まって、基本的な考え方、そして基本理念、そして基本方針、こういうところを見てきまして、10ページからは、その基本方針を実現するための具体的な施策が7つの項目に整理をされておまして、その7つの政策の中に個々にいろんな施策が出てるといふことなんです、それちょっとまた確認をしていきたいと思ひます

が、10ページからそれが始まってまして、まず1番目の主要施策として事務事業の見直しというのが10ページから始まってまして、この10ページのところ、何か疑問な点とか御意見などありましたらと思いますけれども。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 そしたら、次に11ページですね。主要施策の2番目、組織機構の見直しというところですけども、ここについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 そしたら、同じく11ページですけども、3番目の主要施策として、定員管理及び給与の適正化のところですけども、ここについてはいかがでしょう。どうぞ、委員。はい。

委員 質問じゃないんですけど。ごめんなさい。どこまでの考えをここで言ったらいいんでしょう。変な質問なんですけど。

議長 例えば、ここにこう書いてあるんだけども、この考え方はおかしいというようなことも含めてもいいと思います。言葉の問題ももちろんですけど、わからない言葉も言ってもいいと思います。あるいは、ここにこういうことをつけ加えてくださいというようなことでも結構だと思います。

委員 具体的に、内容までいかないもっと上の部分のことですね。

議長 書かれていないことを言われるということですか。

委員 いや、そうじゃないんですけど。例えば、地域に密着した、ごめんなさい。11ページの2番の なんですけど、支所機能の抜本的な見直しを図るといような、こういう文章があるとして、じゃあこういうことは要らないんじゃないか、こういうことはあったほうがいいんじゃないかのところまでの意見。

議長 どうぞどうぞ、言ってください。

委員 いいわけですか。わかりました。

議長 どうぞ、いいですよ。具体的にどうするんだという話も含めて、わからないことはどんどん聞いていただければと思います。よろしいですか、支所の話は。

11ページ(3)主要施策の3番目ですけども、定員管理及び給与の適正化、これについてはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 12ページ、4番目の主要施策ですね。人材育成の推進、確保のところですけども。この点についてはいかがでしょうか。

今、やってる作業は、皆さんに一通りきちんと見ていただくということでやっておりますので、なければ飛ばしていきます。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それから、13ページ、主要施策の5番目ですけども、住民参画の推進と行政の透明

性の確保についてですが、よろしいでしょうか。

先ほど、パブリックコメント制度の話が 委員のほうからありましたけども。他にあればですが。はい、どうぞ、 委員。

委員 審議会の中身なんですけど、審議会や委員会の中へ議員さんがかなり入られておられて、いわゆる議員さんが積極的に参加されて積極的に発言される機会が非常に多いわけです、審議会とか委員会へ。これは当然、議員さんはそれぞれの所属する常任委員会なり本会議なり等々で一般質問等でも内容を把握することは十分できますんで、そういった一般の市民の参加をもっともっと広げるということであれば、中身についても検討する必要があるんじゃないかなと。議員さんは議員さんの活動の中で内容を把握することは十分できますので、こういう住民参加をもっと広げるという意味合いからいけば、それも一つの検討じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長 今の話は、議員さんが結構いろんな審議会なんかに入ってやっておられると。どうしても一般の市民の方と比べるとちょっと発言が弱くなってしまふ、対等ではないと。

委員 ですから、できるだけ審議会とか委員会に議員さんが入ること自体が、もうやめたほうがいいんじゃないかと思うんです。

議長 ああ、そういう意味ですか。

委員 そうしないと、住民参加の推進を図るのであれば、もっともっと広く一般の住民の皆さんに入っていて、いろんな意見を求めるということのほうがいいんじゃないかと。議員さんが入れば、どうしても自分たちが知り得た情報の中でどンドン発言をされると、どうしても一般の方というのは、そんなにしょっちゅう状況把握をしておりませんので、いろんな質問もしにくいと思うんです。その差は歴然とした内容になっていきますので、できるだけ審議会や委員会への参加は、もう遠慮していただくというようにしていけばいいんじゃないかなと。充て職の割り振りなんかでもかなりいろいろ議員さんには、いろいろな委員会や審議会へ参加するようになっております。一般事務組合とか事務組合議会とか、そういったところは当然出ていただくにやきませんけど、いわゆる住民がまだまだ参加できる方法を広げていっているんな意見を求めるということであれば、議員さんに遠慮していただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

議長 住民参画の推進ということで、議員さんの参加の抑制ということを、例えば一つの項目としてここに出してはどうかということですね。新しい意見が出ましたけども、これはちょっとまた検討させていただくということで、次回ちょっとまた議論をさせていただきたいと思えます。他にいかがでしょうか。今の 委員のご意見は、追加の御意見だということなんです。

委員 済いません。

議長 はいどうぞ、 委員。

委員　　ちょっと10ページにまたさかのぼるんですが、一番下にある公共事業の品質確保や透明性、競争性の高い入札、契約事務を行うため、入札制度改革の推進を図るとあるんですが、これはいろんな入札を今後、電子化にされるとか、画期的な改革があるという意味でしょうか。それを教えてください。

議　　長　　ちょっと10ページに戻りますけども、一番最後の丸ですね。

委員　　はい。

議　　長　　入札の話が出てますけども、これはどういう内容を意味してるのか。現時点での話をちょっと説明いただければと思いますが。

事務局　　それじゃあ、ちょっと事務局で把握している範囲でございますが、前回の各事業の施策のところでもちょっと申し上げたかと思えますけれども、合併して各課で入札等を行っていたものを、機構改革によりまして、管財課というところを新たに設置して、そこが専門的に業者指名から入札等を行うというふうな内部的な機構の見直しも行ってありますし、また入札の制度そのものも、要綱等の整備を、合併後、順次進めてきております。1つには、条件付きの一般競争入札であるとか、そういったものも少しずつ導入を図ってきたということで、入札率も従来よりは少し下がってきたというふうに聞いております。今後については、担当部長のほうもちょっと今不在のようでございますけれども、これは県のほうも進めております電子入札とか、こういったものも導入したらどうかというふうなことを、担当部局のほうでは検討しているようでございます。まだ具体的なことは決まっておりますけれども、そういったものも検討の一つとして進めているというふうに聞いております。

議　　長　　委員、よろしいですか。

委員　　はい。

議　　長　　そうしますと、またちょっと戻りまして、5番のところですが、13ページですね。主要施策の5番目、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　　長　　そしたら、今度は主要施策の6番目になります。行政の情報化等ということですけども、ここでは何かありますでしょうか。

　　ちょっと私のほうで質問させていただくんですが、先ほど事務局のほうでも説明がありましたけども、この行政の情報化等の上に行政の透明性の確保というのがありまして、これもある種行政をオープンにするということで情報化等の話と重なるように思うんですが、ちょっとここは住民参画、透明性の確保のところ書かれてるんですけども、次の6番目で書かれたほうがわかりやすいかなというような感じもするんですけども、ちょっと違いをもう一度説明いただけませんか。

事務局　　失礼します。先ほどちょっと説明させていただきましたんですが、6番の情報化というのは、高度通信技術とか電子化、システム化についてということで取り上げたということ

で、会長さんがおっしゃられるように、それも情報化、上のと同じくくりではないかということ
を今御指摘いただきましたが、事務局で考えておったのはそういうことで、行政の透明化とい
うのと、今の6番の行政の情報化というのは、高度通信技術とかの電子自治体とか、そういうニュ
アンスで考えたので、ちょっと区別をさせていただいたところです。

議 長 そうすると、主要施策の6番目の行政の情報化等というのは、どちらかというとな
テクニカルな内容の話であると。そういう意味で、透明性の確保と少し違うんだということなんで
しょうかね。

事 務 局 そうですね。14ページの上のほうの ほうの透明性の確保のほうは、要は情報開
示を中心としたものでございまして、6番の情報化のほうは、むしろハード的なもの、あるいは
そういった技術を利用したスピード化とか、そういった面でのとらえ方をしております。

議 長 そうすると、例えば6番の行政の情報化等というのは、例えば今電子自治体とか、
そういうふうな表現もありますけども、そういうふうな表現にしてしまったほうがわかりやすい
んではないんですかね。

事 務 局 そうですね。どちらも情報という言葉を使っておりますので、確かにその辺ちょっ
と考えたほうがいいのかもかもしれません。

議 長 ちょっと今質問したばかりですので、また考えていただきまして、文言を検討して
いただきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 そして、最後の主要施策の7番目ですけども、今度は財政構造の話でして、持続可
能な財政構造の実現ということで、14ページ、15ページ、16ページの最後まで行くんですね。こ
こまで何か御質問ありますでしょうか。はい、 委員、どうぞ。

委 員 14ページの7の 歳出の削減の市民ニーズを見きわめ、この場合の市民ニーズとい
うのはどのようにとらまえておられるのか、ちょっと教えてください。

議 長 ありがとうございます。14ページ、下から4行目ですね。市民ニーズという言葉が
ありますけども、これはどういう内容なのか。お願いします。

事 務 局 そうですね。ここで市民ニーズというのは非常に抽象的な表現を使っておりますの
で、前のほうにも出てきます住民参画であるとか、あるいは住民の意見を反映するとか、いろん
な意味を含めて、住民ニーズというのはここではちょっと抽象的な意味合いで使っておりますの
で、個々具体的にというとなかなか申し上げにくいんですけども、あくまでも行政の仕事って
いうのは住民のためのものでございまして、そういう意味で、住民の御意見なり要求なり、あ
るいは住民の需要というのか、要求というのか、必要性、そういったものを考えながら進めてい
かなければならないという、ちょっと抽象的な表現でございまして、申しわけございません。具
体的になかなかお答えにくいんですけども、そういうふうな意味でございまして。

議長 いかがでしょうか。よろしいですか。

委員 抽象的過ぎてうまくかわされてるような気がしたんです。

議長 市民の要望とかそういうふうに具体的に言ったほうがわかりやすいかもしれませんね。ちょっとこれは表現を要検討ということでさせていただきたいと思います。

皆さん、市民目線で今見ておられるわけですから、わからないということは、ほかの多分市民の方もわからないと思いますので、表現をちょっと検討させていただきたいと思います。

他にいかがでしょう。持続可能な財政構造の実現のところですか。14ページから16ページまで。

委員、どうぞ。

委員 失礼します。歳入の確保のほうなんですけれど、行財政改革大綱のメインというのは、何か出ていくお金を減らそう減らそうと、財源が入ってくるものが減るんだから、切り詰めよう切り詰めようというのはわかるんですけど、暗い気持ちになるような気がするのでもっとプラスになるような、それこそ歳入を考えるという意味において、今いろんな公共施設がありますね。微々たるものなんですけれど、使用料とか、市民の人がせっかく使いたい施設があるんですから、それが今100%使われてるかといったら、そうじゃないですよ。その理由というのがいろんなことがあるんですけど、例えばボーリングに今行きたいなと思ったときに、瀬戸のボーリング場に行ったら、係の人がおってレーンがあいてたら使えますよね。でも、今じゃ桜が丘のテニスコートに行ってテニスがしたいからといって、すぐできるかどうかといったら、桜が丘のことは知りませんが、何日か前に行って許可を得て、かぎをもらって使う、そういうシステムのところもあると思うんです。全部が全部じゃないとしても、そういうところを考えたときに、一般企業とこの市とを一緒にしてはいけませんけれど、せっかくのいい施設があるのですから、それをもっと有効に使える方法というのが考えたらあるんじゃないかと思うんです。

一番悲しいのが、せっかくいい施設ができてもどんどん閉鎖するような状況になっているので、それを避けるがためにも、こういうことこそ一般市民の人から意見をいただいて、こういうことをやってみたらどうですかというのを、広報紙とかホームページがせっかくあるんですから、そこで意見をいただくとか、そういうようなことも考えたらどうかなというふうに思います。減らせ減らせじゃなくて、入れるということにちょっと目を向けて、何か希望が見えてくるような、ここを見れば、切り詰め切り詰めじゃなくて、希望が見えてくるような大綱ができたらいいなと思っております。

議長 おっしゃるとおり、行革大綱というのは、どうしても削る話ばかりになりますので、何かつくるという、夢のあるような話もしてほしいという委員のお話だったと思いますけども、もっともでありまして、公の施設の話につきましては、第一次行革大綱の中でも見直しということをちょっとやっております、これはあまり夢のない話の一つかもしれませんが、189の施設を見直してどうかというふうな提言もしております、15ページの下から5行目あたりに公の施設のことが出てますけども、このあたりでちょっと検討してはどうかというのが出て

おりますが、こういうような文言をもう少し変えたらいいというような意味でしょうか。今の話は。

委員 明るい方向が見えるように。プラスの面を1つ上げていただいて、締めつけるのではなくて、そのためには市民の方に市の皆さんがこういういい審議会をつくってみんなで検討してるんですと。市民のために。ですから、市民の方もそれに納得していただいて、それからいろんなプラスの意見を言っていて、前向きに市の財政が少しでも潤えるような形になるような大綱の項目が1つあればと思います。

議長 例えば、15ページの下から5行目あたりの公の施設の話、ここでは昨年度、行財政改革審議会からの提言で、方向性を尊重し、地元移譲、閉鎖、民営化、指定管理、事業統合、改善を進めるとありますけども、単にこれだけではなくて、例えばここに住民の意志などを反映しながらそれを進めるというような文言を入れればいいというようなことでしょうかね。例えばですよ。

委員 そうです。

議長 はい。わかりました。ちょっとこの表現、じゃあ変えさせていただきたいと思えます。また、修正して次回見ていただくというふうにしたいと思えます。

他にいかがでしょう。 委員。

委員 歳入の確保で、2つ目の丸のところ、引き続き分譲宅地販売及び入居促進を図るというのがありまして、その後、3番目で公共施設の財産等の適正管理、これも含めて、今、桜が丘にも空き地が物すごく宅地があって、なかなか売れない。山陽団地の場合でも、空き地が物すごく目立つ。そういったときに、宣伝もしないで、宅地がほっといても売れるわけではないので、やはりそういう土地については公共用地の管理、公共施設の管理は、いわゆる管理公社を設置して、その中でどうあるべきかということを検討していくべきじゃないかなというふうに思います。なかなか担当課に、いわゆる施設の見直しを求めてみても、地域の団体や地域の皆さん方のいろんな関係があるので、それを見直すとか廃止するとか、いわゆる第三者に指定管理をするとか、なかなかそういうことの判断というのは難しいと思うんです。そういう中で、やっぱり全体をきちっと見ていくのには、そういった管理公社みたいなところで、管財課もあるんですけど、そういうところでじっくり時間をかけて、これはどうあるべきか、今言われたように、空いた土地なり施設を使いたいという場合もある言われるわけですから、そういう中身について、2年、3年かけてじっくり検討して、住民の皆さんとよくお話をして、どう処分するとかどういうふうに生かしていくとかということを考えていく管理公社を設置する必要があるんじゃないかと。分譲地をいつまでも抱えとったって、これは維持管理の関係で経費がかかりますし、職員の皆さんに草刈りを1年に2回ぐらいやってこいといってもなかなか大変だろうと思うんです。できるだけそういう宅地の管理なんかも、企業に寮とか寮のアパートに安い値段で処分するとか、いろんなことを考えていかないと、役所の中で分譲住宅売れ言ってみたってなかなかそれは前へ

行きません。それが現実は今空いとるという状況でありますので、そういう方法を一つ考える必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長 管理公社という具体的な施策が出てきたわけですけども、ちょっと今初めて出てきたんですぐにお答えになれないと思いますが、何かもし答えられることがあればお願いしたいと思っております。

事務局 これも前回、1回目の審議会で各施策の中での御報告でちょっと申し上げましたけれども、宅地の販売促進等につきましては、住宅メーカーとかそういう民間企業にパンフレットを配布していただくなどの協力を求めて、今PRに努めているということでございます。ただ経済情勢が非常に低迷しているということから、現実にはなかなか伸びていないというところがございますけれども、そういうように、民間の住宅展示場であるとか、そういうところの協力も得て、PRに努めているというようなことでございます。

それから、あと管理公社であるとか、管理の体制であるとかという点につきましては、ちょっとここでどうこうというのはなかなか難しいんですが、そういったことを含めて、体制づくりというんか、推進を図るようなことを考えていかなければならないということはおっしゃるとおりであろうかと思っております。

議長 ありがとうございます。今の委員の話というのは、例えばこの分譲宅地の販売促進などどうしたらできるかという実施計画の内容にも入ってくるかと思っておりますので、これまたちょっと検討させていただいて、次回見ていただくというふうにしたいと思います。今はちょっとすぐにはお答えできない内容だと思いますので。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 あとは、用語説明の話ですので、これはちょっと置いておきまして、とりあえず一通り皆さんに第二次行革大綱の中身を皆さんに確認をしていただきまして、文言含めて非常に細かな作業をしていただきました。皆さん初めて読まれる方が多いと思いますので、市民目線に立って見ていただく、これ非常に大事な話だと思いますから、私などいろんな自治体の行革大綱を見てますので、つい見逃しがちな言葉というの、皆さんから見るとおかしいというようなことも結構あると思いますので、それは非常に大事な感覚だと思いますので、市民目線というのが非常に大事だということで皆さんの御意見をいただいておりますから、そういう意味では貴重な御意見を今回いただけたと思います。

この表現の話、細かな話、いろいろちょっとお聞きしたわけですけども、あとの残りの時間で、委員からお話のありました大綱そのものの中身について、ちょっと皆さんの御意見を聞きたいなということなんです。この大綱、非常に目配りがしてあって、バランス感覚のある内容になってるというふうな言い方もできると思うんですけども、逆に言うといろんなことに話が行って、ちょっと何が言いたいかわからない、どこに重点があるかわからないと。もう少し

インパクトのあるものに変える必要があるんじゃないか。そういう意味では、何をこの第二次行革大綱では重視するのか。その基本理念といいますか、もう少し、ここには次代に引き継ぐ発展を支える改革というように書かれてるんですが、この中身をもう少し詰めて、もう少しわかりやすく市民に訴えるべきではないか。私はそういうふうに理解したわけですけども、その点で、ちょっとこの大綱が物足りないという御意見だったと思うんです。

じゃあ、どうしたらいいのか。何を重視してやっていくのか。こういうことも、あとの残りの時間で考えていきたいと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

まず、こういうふうにいるんなことに目配りしてあるんだけど、7ページですね、ここを中心にみてください。「人“いきいき”まち“きらり”」、これの将来像を実現するために、行革は次代に引き継ぐ発展を支える改革というのを基本理念に4つの基本方針でやりますよということが書かれているわけですが、ここの特に基本方針ですか、こういうようなところをもう少し詰めるという考え方に対しては、皆さんよろしいでしょうか。まず、ここがちょっとまず大きな話なんですけど。ちょっとわかりづらいというか、いろんなことが書いてあるんで焦点がぼやけているというふうに言っているんですか。この点については、皆さんよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長　そうすると、基本方針を中心にちょっと並べかえといいますか、もう少し整理をする必要があるわけですが、つまり何を重視してこの行革大綱をやっていくのか。ちょっとそのあたりを皆さんのお考えをお聞きしたいわけです。これまでの話は一通りちょっと非常に面倒くさい話ではありましたが、見てきたわけですが、ある意味、ここからが本来の議論かと思いますが。いかがでしょうか。

ちょっと私のほうから1つ提案を、会長がするべき話ではないんですけど、素材として、たたき台として聞いていただきたいんですが、私、2005年度から、赤磐市が合併してから、この行財政改革審議会のメンバーで会長をさせてもらっておりまして、ずっとそういう意味では赤磐市とともに歩んできておるわけでありまして、合併して4年たってるわけです。これまでの第一次行革というのは、とにかく4つの町が合併をして、いろんなところで無駄があるという中で、特に一般財源ベースで18億円削減する、スリム化ということにかなり重点が置かれてたわけです。とにかくお金が今後潤沢にないわけですから、もう一度ゼロベースで見直して、一般財源ベースでどんどん削っていく、こういうことに話がありまして、言ってみれば守りの行革みたいな話なんです。

二次行革というのは、やはりその第一次行革とは違いを出さなきゃいけない。同じような、先ほど委員が削るばかりじゃおもしろくないという話をされましたけど、やはり何か新しく削って、スクラップしてビルドするというそういう発想というのがやっぱり要るんじゃないか。つまり第二次行革というのは攻めの行革というか、それをやるのが私は第一次行革との違いということで大きいと。それが私は1つインパクトのあるものだと思うんです。じゃあ、その攻めと

というのは一体何なのかということなんですけども、これまでの4年間というのは、合併しているんなことを4つの町でやってきましたが、調整したりそういうことで来たわけなんですけども、合併して4年してそれが一段落ついた。これから大事なのは一体感だと思うんです、一体感。4つの町がまとまる。その一体感をつくるというのが、私は今後の行革のキーワードになるんじゃないかなというふうに私は思っています、今後は合併効果をより実感するために、4つばらばらの町だったものが一つの市になったわけですから、これまではお金を減らすことにきゅうきゅうとしてたわけなんですけども、今度はそれをくっつけて一体感のあるものにしていく、こういうことのために行革を使う。これが重要じゃないかなと思うんです。

じゃあ、この一体感をつくるためにはどうしたらいいか。2つあると思うんです。1つは、合併ですから、どうしても周辺ができるわけです、周辺。で、中心ができます。周辺があれば中心があります。中心と周辺の一体感です。もう一つは、やっぱり4つの町ですから、これまで役場が全然違ってたわけですから、それが一つの市になった。やっぱりどうしても新しい市に対して住民は疎遠というか何というか、疎外感といいますか、親しみを持ってないわけですし、ですからそういう意味では、住民と行政の一体感、これも重要な話だと。だから、一体感というのは、1つは周辺と中心、これの一体感、そしてもう一つは住民と行政の一体感、こういうものを持てるような行革、これが一次行革との違いだと。つくるといふか。

じゃあ、この一体感から出てくる目玉の政策というのは一体何なのかということ、僕3つあると思うんです。1つは、まず周辺と中心の一体感から出てくる話ですが、支所のあり方です。これ非常に大事な話でして、今支所の機能というのは、あまりどんなものにするのか明確になっていない。一次行革のときは、本当に18億円減らすことにきゅうきゅうしてましたから、支所の機能のあり方など余り議論できてなかったんですけども、やはり合併して4年たって、支所があるわけなんですけど、これをどう位置づけるかっていうのは非常に大事な話だと思いますので、中心と周辺の一体感から出てくる施策としては、支所のあり方、これを一つの行革の目玉にしたい。

そして、2つ目は、今度は住民と行政の一体感ということなんですけども、これはやっぱり先ほどまちづくりの話が 委員から出てましたけども、やっぱり協働政策というのが、私はこの4年間推進できてなかったと思うんです。これちょっと部長さんいらっしゃいますけど申しわけないですが、まちづくり基本条例もできていない。そして、いろんなNPOとかそういうふうな組織もあるわけなんですけども、そういうふうなものとの協働というものもまだまだ物足りない。そういう認識を持っておりまして、そういう意味では、住民協働政策のあり方というものが、この行革の一つのポイントかな。これが2つ目です。

そして、3つ目は、今度は行政内部の一体感ということなんですけども、行政というのはどうしても縦割りになってます。土木、福祉、農林、商工、そういう形になっておりまして、私も以前公務員してた経験がありますけども、同じ建物の中にいまして、農林が何をやってるか全然わからないとかあるわけです。どうしても縦の関係で、国の総務省とか国土交通省とかとはつながっ

てますけども、同じ建物でありながら横の話は全然できてない。やはり新しい自治体ができただけです。4年間たった。その中で、いろんなシステムの分化、あると思うんですけども、この縦割りを横割りにしていくというような、その中で先ほど 委員がおっしゃったような施策の優先順位というものを、横割りにすることによって、情報を総合化することによってできると思います。すべて道路をつくるにしても、いろんな学校をつくるにしても、すべて大事な話なんですけども、それを縦の話でいくと絶対的な価値を持つんですけど、横にすると、その中にやっぱり優先順位が出てくるわけです。そのあたりがやっぱりできていなかった。今後仮に財政再建ができたとしても、こういう横割りの情報を総合化していくような組織の機構変革というのがなければ、やはりまた同じような無駄な事業だとか財政危機が発生する可能性があるわけですし、そういう意味では、4つの町が合併して一つになったわけですけど、まだまだその一体感がない。ですから、行政組織の一体感ということで、行政機構の再編ということも3つ目の目玉としてあるんじゃないか。

ですから、これ一つの私のアイデアなんですけど、一次行革から二次行革に対して、新たに攻めの行革をするということで、そのキーワードを一体感として、その一体感の施策の中で、支所のあり方、そして住民協働のあり方、そして行政機構の変革、こういうことを訴えていってはどうかなというふうに、ちょっと 委員から今メリハリということを言われましたんで、そういう例えば一つの考え方のもとに、この第二次行革の大綱を策定してはどうかというふうにちょっと思うんですけども。これ非常に、今すごいことを私言っているんですけど。大変なことだと思うんですが。例えばです。これがどういうところにインパクトを置いてやるのかという、例えばの今の話です。例えばこういう考え方もあるよということです。

委員、どうですか。何かもしインパクトのあるものを書けということで、もしお考えがあるんだしたら出してもらったらいいですけど。

委員 いえ、なるほど。確かに本当に二次行革ですんで、そういうつくり上げていく方向の行革というのも新しい視点だなと思いながらずっとお聞きしてました。なるほど。一体感で。

議長 いや、これもう本当に正しいとかということじゃなくて、例えばということで、こういう書き方をすると、割と市民からわかりやすいかなと思ったんです。ただ、これ実行するのはかなり大変な話ですが。ですから、例えばこの基本方針をそういう形で整理をすれば、すごくわかりやすいものにはなると思います。

委員 ある議員さんが、合併せんほうがよかったと。要するに、昔は悪いときは悪いなりに地域が踏ん張って、それで何とか自分たちの身を削ってでも頑張ってきたと。ところが、頑張ろうにも頑張れる頑張りしるがないと。やりようがないと。そういうことからいうと、もう合併せんほうがよかったんじゃないかという意見が大分出てきるといようなことが意見として出ておまして、やっぱりさっき先生も言われたんですけど、地域の把握が全然できてないじゃないかと、相対的に。だから、そういう意見も当然出てきて、不平不満につながっていった、非協

力的なことにつながっていくんじゃないかなというふうに思うんです。もう少し地域の点検、そして地域に何をすべきかとか、そういうことがちょっと欠けてるんじゃないかな。本庁のほうでいろいろ協議して、それであれやろう、これやろうと、バラ色なことを言ってみたって、地域のことわかってなかったら地域は活性化しませんので、その辺の取り組みをもうちょっと大綱の中で明確にするべきじゃないかなと、そうしないと地域はどんどんどんどん取り残されていくと思うんです。どうやって救済していくかと。どうやって協力し合っていくかと。どうやってまちづくりをしていくかということにつなげていかないと、ますます目の届かないところはどんどんどんどん疲弊していくと、疎遠になっていくということになるんじゃないかなと思うんで、先生の言われたように、やっぱり3つの項目の中で、そういう選択も一つ検討の中でやっていただきたいというふうに思っております。

議長 ありがとうございます。どうぞ、はい。

委員 済みません。今、会長さんがおっしゃったことは本当にそのとおりだと私も個人的に思います。住民と行政の間がかけ離れてしまっただけで、本当に進む方向も見えてきませんし、それこそどんどん置いていかれたほうは不満が募る一方なんです。それこそ本当に合併せんほうがよかったなという声も出てくるような地域も実際にあるわけですから、もうちょっと住民と行政が一体感を持つということで、それをもう本当に第一に上げていただきたいと。そのためには、支所機能がその地域に合った、みんなの助けになるようなやっぱり支所の機能をもうちょっと充実させてほしいということ。

それから、今3番目に言われました行政内部の一体感ということは、これ本当に言わなくても当然のことじゃないかと。内々のことですから、事務量をどうする、経費をどうするかというようなことは、本当に内々のことで、皆さん、行政に携わる職員の方が当然考えなきゃいけないことなんで、あえてもうこれ上げる必要もないぐらいのことじゃないかと、私は今思います。ですから、今言われた3つの先生のおっしゃったことは、本当にそのとおりじゃないかなと、今思っております。

議長 私は批判されるかなと思ったんですけども、賛同いただきましてありがとうございます。

どうですか。他の方で、ちょっとそれはやり過ぎじゃないかとか、こういうふうに考えてはどうかとかありましたら。 委員。

委員 先生の意見に反対とかそんなんじゃないかって、くどいようですが、根本的には、入りが減ってきている、出金をしっかり抑えましょう。そういった中で、市ですから、4万6,000人おった人数もここに来て減少傾向に入ってってますよね。赤磐市も人数減り出したよと、他の市町村の方に言われたことがあったんですが、そんなことありゃへん、おまえ、ネオポリスいっぱい入ってきてんねんから、増えるんちゃうんか、まだ。いやいや、もうベケボンよと。例えば、一方岡山県下見てみますと、年間死亡者が約1万5,000人、生まれてくるのが1万

二、三千人、結婚する人が1万3,000組ぐらいというようなことで、どう足し算、引き算していても減るわけです。そんな中で、まだ赤磐市においては、減少率はまだいいほうですけども、落ち込んでいってる。

僕はいつもよく言ってますのが、赤磐市へ来てよかった。もうここで骨を埋めるつもりで生活していこうよ。僕も実際ネオポリスへ来たんですけども、一方、先ほどから過疎化とか、周匝とか松木とかいろんな土地のお名前も出てきましたが、結婚推進協議会も参加させてもらってるんです。名前出していいかどうかわかりませんが、周匝、吉井のほうに農業を経営する御長男さんなんか、いわゆる独身男性が非常に多いと。しからば他の市町村からのお嫁さんをお迎えして、子供さんをどんどん生んでもらうて、定住化してもらってというような、非常にいい機能した推進協議会があるんですけども、先般もカップリングパーティー、年2回やらせてもらってるんですが、6組のカップルが誕生した。前年度でいきますと、結婚まで結びついた人が2組おられて、なかなか非常に問題点もたくさんあるんですが、そういった数字としては非常に微々たるものですけども、赤磐市における定住化を図る。そうしないと、どんどんどんどん出ていってしまわれますと、当然のことながら歳入は減ってくるわけですから。一方では、生意気な言い方ですが、たくさん次から次へお亡くなりになる。生まれてくる赤ちゃんは少ない。こんなんだれが計算したって、どんどんどんどん機能低下につながってくるわけですから。それは日本一住みたいとか、そこまでは言いませんけれども、やっぱり赤磐市へ来てよかったよ。赤磐市で骨埋めようというふうな、少なくともそういう思いになる。もしくは他の市町村へ転出していく人を抑える。ここら辺、僕非常に大事なことや思ってますので、4つの基本方針の項目の中にどう入れたらいいかはわかりませんが、僕流で言う入りと出という考えからいきますと、非常に単純な言葉ですけども、徹底した過去にない経費の節減に取り組むと。それから2つ目に、今ほど申し上げました定住強化の促進ということなんかが入れば、僕は思いとしては非常に伝わるのかなというふうに思いましたので、一応御提案申し上げます。

議長 ありがとうございます。この基本方針ですね。7ページの基本方針のところですけども、お金の話、そこから出てきてる徹底的な経営管理とそして定住強化、これ非常に大事な話でして、先ほどの一体感との話でどうつなげるかというのは、ちょっとこれから検討する必要があると思いますけども、これは貴重な御意見として入れさせていただきたいと思います。また、それはちょっと表現を検討して、皆様に見ていただくというようにしたいと思います。

他にいかがでしょうか。 委員。

委員 これも一体感とどうつなげるかというのはあるんですけども、やはり行革という側面からの事務事業の選択と集中という、その部分ですね。これの視点というのもどっかにあったらいいのかなというのが、どうも思うところです。

議長 選択と集中という視点を。

委員 事務事業の選択と集中という。先ほどの支所改革と組織のフラット化というか、横

の改革と協働のまちづくりという3つの中で、支所と組織改革はどちらも機構改革にかかわるような気がして、プラス市民協働のまちづくりが来れば、やっぱり事務事業の見直しのなところもどこかに何か入らないかなという気がしました。

議長 恐らくこれ結果として入ってくる可能性があるものだと思います。これもちょっとわかりやすい言葉で、何かどこかに入れるように。

他に、いかがでしょう。非常に活発な御意見いただきまして。どんどん言っていただければいい大綱になりますので。他にいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 そうしますと、とりあえず、皆さんからいろいろな御意見いただきましたけど、インパクトのある、そういう書き方に変更してはいかがかということについては、皆さん御同意を得られたと。その中で一体感という一つのキーワードを出しましたけども、それについても、特に反論というか、異論はありませんでしたので、これをこの大綱の中に盛り込む形で整理をもう一度し直すと。その中で、今 委員や 委員がつけ加えられたことも文言の中に入れて、ちょっと整理をして、次回、非常に大変な宿題を抱えてますけども、次回、皆さんにお出しすると。あわせて、今日の会議の前半で、一通りこれを丁寧に見ましたけども、文言、わからないことは用語説明のところに書くとか、あるいは市民ニーズだとかいろいろ地域経営だとか、ちょっとわからない言葉がありましたが、そういう言葉をもう少し適切な言葉にかえるだとか、そういうこともちょっとあわせてきめ細かく修正をしまして、次回見ていただくというふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 じゃあ、一応大綱につきましては、そういう方向性で作業を進めていきたいというように思います。活発な御意見どうもありがとうございました。

そうしますと、今日の中身はこの大綱の検討に尽きますので、大綱の検討、今終わったということで、あと次回の何か話ですね。その他ということでありましたらお願いします。

事務局 いろいろ御意見ありがとうございました。

それでは、次回の予定でございますが、前回、年間のスケジュールをお知らせしているとおりでございます。10月26日月曜日になります。時間のほうは、今回と同じ1時30分からを予定しております。会場のほうは、今のところこの会場を予定しておりますけれども、いずれにしても市役所のほうで行う予定で、準備をしておりますので、またお忙しいとは思いますが、御出席のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。事務局のほうからは以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、今日用意をいたしました審議事項すべて終了いたしました。皆さん、本当に今日は1時半から、お疲れさまでございます。今日の話というのは、この大綱を検討するということで、私も今、いろんなところの行革の委員とかをやっておりますけども、こんなに丁寧に見る審

議会はございません。そういう意味では、私の知る限り日本一の審議会じゃないかと思いますが、今皆さん、きちんと見ていただきまして、詳細に修正意見を出していただきました。これを素材にして、次回、修正案を出させていただきます。あわせて、実施計画も次回は出しますので、今日はどうしても方向性というか、考え方の話が多かったですから、どうしても抽象的な中身になりまして、委員がおっしゃったようにわからへんと、全然何言ってるのかわからへんということをおっしゃってましたけども、もっともだと思うんです。次回は今回、皆さんの御意見を反映して、大綱の修正案を出すとともに、その裏づけとなる実施計画もあわせて出しますので、より具体的にわかるんじゃないかと。ですから、今回と次回と合わせてようやく全体像がわかるというふうな位置づけにして、考え方としていただければと思いますので。今日の御意見を反映して次回はより深める、建設的な会議になるかというように思いますので、次回、ぜひともまたよろしく願いいたしたいと思います。

今日の話聞いてますと、非常にいい大綱になるんじゃないかなというふうに、私も希望が出てきた。行革というのは希望がないと、委員がさっき言われましたけども、そうじゃなくて、やっぱり希望の見える改革、大綱にしていきたいと思いますので、ぜひともまたよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。

午後4時15分 閉会